◎新潟県告示第904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成30年8月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字水保字前田1850番から	新	6.0~23.8メートル	224. 2メートル
同市大字田中字へツリ425番まで	IΒ	5.5~23.8メートル	223.5メートル